

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 4月 15日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県都留市法能465番地

氏 名 有限会社 岩下産業

代表取締役 岩下 稔

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0554-43-3708

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

有限会社 岩下産業 本社工場

事業場の所在地

山梨県都留市法能465番地

計画期間

令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

窯業・土石製品製造業 E21

②事業の規模

令和5年度 製造品出荷額 4.21億円/年

③従業員数

17名

④産業廃棄物の一連
の処理の工程

別添のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別添のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	2,642 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社にて、破砕機を稼動しRC材を製造し、全量再利用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	2,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 納入現場との連絡を密にし、残コン・戻りコンクリートの減量化を図る。 RC材を製造し再利用する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物処理置場に指定以外の混入のないよう表示板を設置している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従業員に産業廃棄物分別の意識を高揚を図るべく教育を行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2.642t	t
	（これまでに実施した取組） 自社にて、破砕機を稼動しRC材の製造。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自社にて、破砕機を稼動しRC材の製造。		

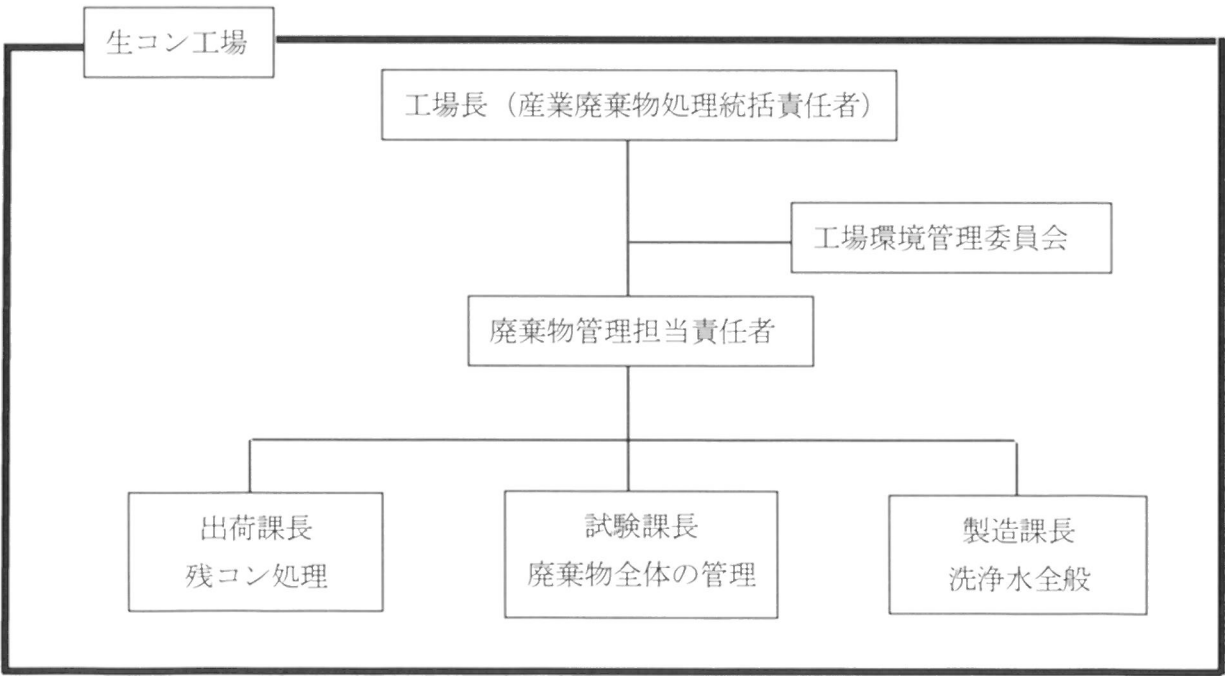
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

産業廃棄物の処理に係わる管理体制に係わる事項

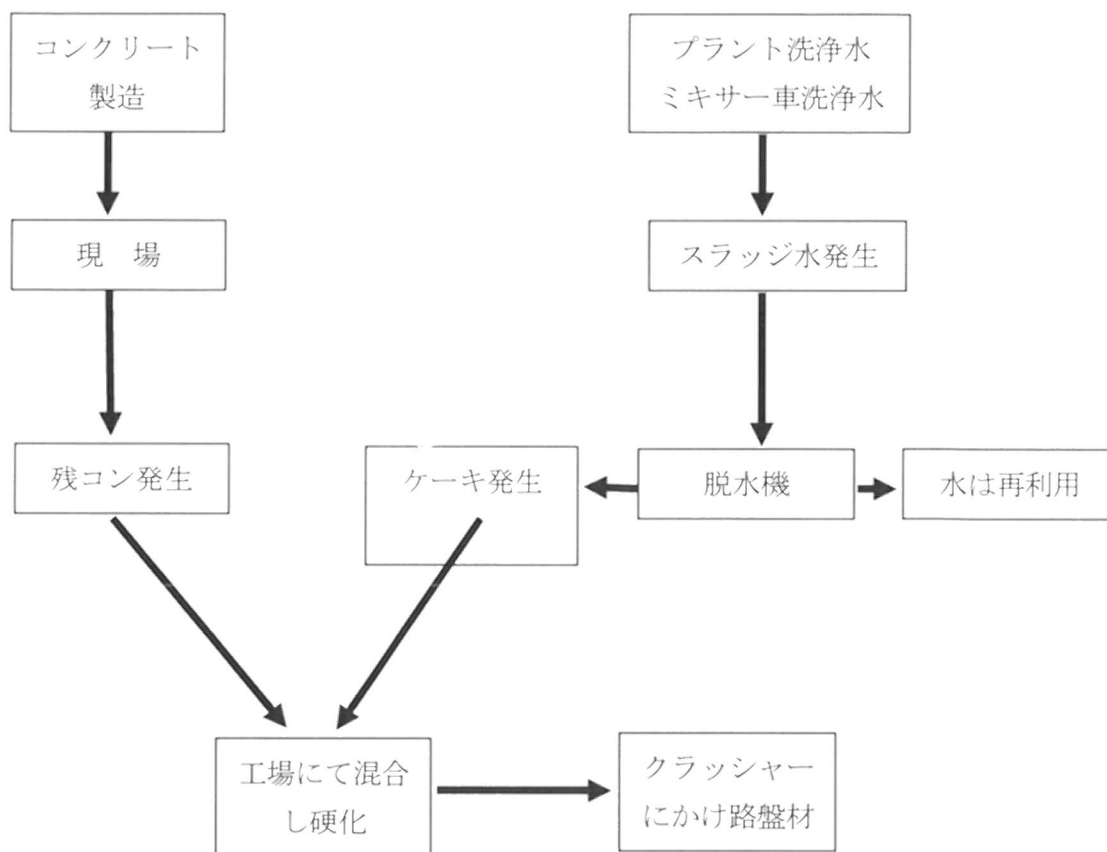
責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：有限会社 岩下産業 本社工場 職・氏名：工場長
廃棄物担当者		人数：4名
役割	工場環境管理委員会	廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・再生利用・中間処理・適正処理の推進など計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 *委員長：工場長 *委員・事務局：各部署課長
	廃棄物処理統括責任者	廃棄物処理方法の策定 工場の廃棄物処理規定の策定・改廃 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	廃棄物管理担当責任者	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物の処理施設の運転・維持管理状況の把握 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付・管理 監督官庁への各種報告 社員、関連会社に関する教育・啓発 その他関係する事項

管理体制図



④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



備考

(第1面)～(第5面)について(法で定める事項)

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第6面)について(事業系一般廃棄物に関する事項で記入は任意です)

- ・事業系一般廃棄物に関し減量の取組みを行っている、又は今後取組む方は記入をお願いします。
- ・一般廃棄物の種類については、「紙」、「びん」、「缶」等で分別している場合は、その区分の記載をお願いします。細かく分別していない場合は、「可燃物」、「不燃物」等の記載をお願いします。
- ・同封しました「トライ産廃スリム」の対象として、事業系一般廃棄物も含まれます。